

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>登録の承認</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則 第5条</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>昭和52年教育委員会規則第4号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (登録の承認)                  第5条 登録の承認は、法令等の定めるところにより、委員会が行い、団体に承認書を交付する。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び第3条の規定による。                  (登録の要件)                  第3条 登録に必要な要件は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の支配に属さない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること。</li> <li>(2) 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行わない団体であること。</li> <li>(3) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。</li> <li>(4) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する等の政治活動を行わない団体であること。</li> <li>(5) 特定の宗教を支持し、教派、宗派又は教団を支援する宗教活動を行わない団体であること。</li> <li>(6) 団体活動が、組織的かつ計画的に過去1年以上継続しており、将来も継続できる団体であること。ただし、その団体が、主として既登録団体によつて構成される団体である場合は、この限りでない。</li> <li>(7) 組織及び活動に参加を希望するものが新たに加わることのできる団体であること。</li> <li>(8) 団体の構成員が、主として芦屋市民であり、市域を活動の拠点としている団体であること。</li> <li>(9) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない団体であること。</li> <li>(10) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。</li> </ol>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>30日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

ID: 74

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	特別観覧の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第6条(第13条第3項において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	昭和63年条例第7号		
<b>【根拠条文】</b>			
(特別観覧料)			
第6条 記念館に保管し、又は展示している資料について学術研究等のために模写、撮影等を行う者は、教育委員会の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。			
別表第2(第6条関係)			
区分		特別観覧料(1点1日につき)	
熟覧		300円	
模写、模造等		500円	
撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	1,010円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	2,030円
(管理の代行等)			
第13条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。			
2 前項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。			
(1) 記念館の利用の許可(第7条第1項の許可を除く。)に関する業務			
(2) 記念館の運営に関する業務			
(3) 記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務			
(4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務			
3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条の2第3項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「別表第3に定める額の貸出料」とあるのは、「指定管理者は貸出しに係る利用料金」とする。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 76

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	資料の館外貸出しの許可										
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第7条第1項										
<b>例規番号</b>	昭和63年条例第7号										
<p><b>【根拠条文】</b>                  (資料の館外貸出し)                  第7条 教育、学術若しくは文化に関する機関又は団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は、教育委員会の許可を受けなければならない。                  2 前項の貸出しは、無料とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別表第3に定める額の貸出料を徴収することができる。</p> <p>別表第3(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th colspan="3">貸出料(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館外貸出し</td> <td colspan="3">10、180円の範囲内において教育委員会がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table>				区分	貸出料(1件につき)			館外貸出し	10、180円の範囲内において教育委員会がその都度定める額		
区分	貸出料(1件につき)										
館外貸出し	10、180円の範囲内において教育委員会がその都度定める額										
<p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>											
<b>標準処理期間</b>	1日										
<b>備考</b>											
<b>設定年月日</b>	平成28年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和2年10月1日								

ID: 78

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	講義室の利用の許可										
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第8条(第13条第3項において読み替える場合を含む。)										
<b>例規番号</b>	昭和63年条例第7号										
<b>【根拠条文】</b>											
(講義室の利用)											
第8条 講義室を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、別表第4に定める使用料を納めなければならない。											
別表第4(第8条関係)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講義室</td> <td>午前9時～正午</td> <td style="text-align: right;">1,420円</td> </tr> <tr> <td>午後1時～午後5時</td> <td style="text-align: right;">1,830円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料		講義室	午前9時～正午	1,420円	午後1時～午後5時	1,830円
区分	使用料										
講義室	午前9時～正午	1,420円									
	午後1時～午後5時	1,830円									
(管理の代行等)											
第13条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。											
2 前項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。											
(1) 記念館の利用の許可(第7条第1項の許可を除く。)に関する業務											
(2) 記念館の運営に関する業務											
(3) 記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務											
(4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務											
3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条の2第3項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「別表第3に定める額の貸出料」とあるのは、「指定管理者は貸出しに係る利用料金」とする。											
<b>【基準】</b>											
根拠条文に同じ。											
<b>標準処理期間</b>	1日										
<b>備考</b>											
<b>設定年月日</b>	平成28年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和2年10月1日								



ID: 81

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>観覧料等の減免</p>
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第11条第1項</p>
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>昭和63年条例第7号</p>
<p><b>【根拠条文】</b>                  (観覧料等の免除)                  第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料及び使用料の全部又は一部を免除することができる。                  2 前項の規定は、第8条の2第1項の利用料金(館外貸出しに係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、前項中「教育委員会は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文、芦屋市谷崎潤一郎記念館条例施行規則第7条及び第7条の2の規定による。                  (観覧料の免除)                  第7条 条例第11条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、観覧料及び特別観覧料を免除する場合の基準は、次のとおりとする。                  (1) 全額を免除する場合                      委員会が特に必要と認めたとき。                  (2) 半額を免除する場合                      ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者(その介護者を含む。)が観覧するとき。                      イ 65歳以上の者が観覧するとき。                  2 前項第2号の規定による観覧料及び特別観覧料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。                  (使用料の免除)                  第7条の2 条例第11条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、施設の使用料を免除する場合の基準は、次のとおりとする。                  (1) 全額を免除する場合                      委員会が特に必要と認めたとき。                  (2) 3割の額を免除する場合                      ア 市及び委員会が使用するとき。                      イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の小学校の児童又は中学校の生徒が学校行事として施設を利用するとき。                  2 前項第2号の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。</p>	

標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日



ID: 82

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

処分の概要	観覧料等の返還承認		
例規名 根拠条項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第12条第1項ただし書		
例規番号	昭和63年条例第7号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (観覧料等の不還付)                      第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                      2 前項の規定は、第8条の2第1項の利用料金(館外貸出しに係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、前項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	特別観覧の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市立美術博物館条例 第6条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成2年条例第22号		
<b>【根拠条文】</b>			
(特別観覧料)			
第6条 美術博物館に保管し、又は展示している美術博物館資料について学術研究等のために模写、模造及び撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。			
別表第2(第6条関係)			
		特別観覧料(1点1日につき)	
熟覧			300円
模写、模造等			500円
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	1,010円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	2,030円
(管理の代行等)			
第12条の2 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。			
2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。			
(1) 美術博物館の利用の許可に関する業務			
(2) 美術博物館の運営に関する業務			
(3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務			
(4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務			
3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 86

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>施設の利用の許可</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>芦屋市立美術博物館条例 第7条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成2年条例第22号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(施設の使用料)</p> <p>第7条 別表第3に掲げる美術博物館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、同表に定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条の2 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 美術博物館の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 美術博物館の運営に関する業務</p> <p>(3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>標準処理期間</b></p>	<p>1日</p>		
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 90

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	観覧料等の減免
<b>例規名 根拠条項</b>	芦屋市立美術博物館条例 第11条第1項
<b>例規番号</b>	平成2年条例第22号
<p><b>【根拠条文】</b>                  (観覧料等の免除)                  第11条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、観覧料、特別観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。                  2 前項の規定は、前条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文及び芦屋市立美術博物館条例施行規則第7条から第7条の3までの規定による。                  (観覧料の減免)                  第7条 条例第11条第1項の規定により、観覧料、特別観覧料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。                  (1) 免除する場合                      教育委員会が特に必要と認めたとき。                  (2) 50パーセントを減額する場合                      ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者(その介護者を含む。)が観覧するとき。                      イ 65歳以上の者が観覧するとき。                  2 前項第2号の規定による観覧料及び特別観覧料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。                  (施設使用料の減免)                  第7条の2 条例第11条第1項の規定により、施設の使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次のとおりとする。                  (1) 免除する場合                      教育委員会が特に必要と認めたとき。                  (2) 30パーセントを減額する場合                      ア 市及び教育委員会が施設を使用するとき。                      イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の小学校の児童又は中学校の生徒が学校行事として施設を利用するとき。                  2 前項第2号の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。                  (駐車場使用料の免除)                  第7条の3 条例第11条第1項の規定により、駐車場の使用料を免除する場合は、次のとおりと</p>	

する。

- (1) 公務を目的として来館するとき。
- (2) 美術博物館が主催する行事の講演者等が来館するとき。
- (3) 美術博物館事業を援助するものが来館するとき。
- (4) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。ただし、美術博物館、芦屋市立図書館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館を利用する場合に限る。
- (5) 教育委員会が特に認めたとき。

<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	令和 2 年 10 月 1 日

ID: 91

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

処分の概要	観覧料等の返還承認		
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例 第12条第1項ただし書		
例規番号	平成2年条例第22号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (観覧料等の不還付)                      第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>2 前項の規定は、第10条の2第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「特別の理由がある場合は、教育委員会規則で定めるところにより」とあるのは、「指定管理者は、教育委員会が定めた基準に該当するときその他教育委員会の承認を得たときは」と読み替えるものとする。</p>			
<p><b>【基準】</b>                      根拠条文及び芦屋市立美術博物館条例施行規則第8条の規定による。                      (観覧料等の返還)                      第8条 条例第12条第1項ただし書の規定による観覧料等の返還は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 全額を返還する場合</p> <p>ア 天災地変等特別観覧又は施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責任でない理由によって特別観覧又は施設の利用ができないとき。</p> <p>イ 公益上の理由又は教育委員会の都合によって特別観覧又は施設の使用の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 50パーセントを返還する場合</p> <p>使用者が使用日の14日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。</p> <p>2 前項の返還を受けようとする者は、特別観覧料・施設使用料返還申請書(様式第6号)に当該特別観覧又は使用に係る許可書を添えて教育委員会へ提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

処分の概要	資料の館外貸出しの許可		
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例施行規則 第6条の2第1項		
例規番号	平成3年教育委員会規則第3号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (資料の館外貸出し)                      第6条の2 教育、学術又は文化に関する機関、団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は、教育委員会の許可を受けなければならない。                      2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ資料館外貸出申請書(様式第5号)を教育委員会へ提出しなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 1007

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課

処分の概要	現状の変更等の許可(指定有形文化財)		
例規名 根拠条項	兵庫県文化財保護条例 第33条において準用する第12条第1項		
例規番号	昭和39年兵庫県条例第58号		
<b>【根拠条文】</b> (現状の変更等の制限) 第12条 指定有形文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、県委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については規則で定める維持の措置又は非常災害のため必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微なときは、この限りでない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日